



令和6年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和4年6月21日条例第21号）第7条第2項の規定により、工事又は製造の請負契約の特定公契約に対して令和6年4月1日以降に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第5項の規定により告示する。

工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者及び一人親方

単位：円（1時間あたり）

NO	職種	労働報酬下限額	NO	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,184	27	普通船員	3,319
2	普通作業員	2,858	28	潜水士	5,310
3	軽作業員	1,980	29	潜水連絡員	3,882
4	造園工	2,914	30	潜水送気員	3,769
5	法面工	3,555	31	山林砂防工	3,454
6	とび工	3,510	32	軌道工	6,120
7	石工	3,533	33	型わく工	3,375
8	ブロック工	3,285	34	大工	3,240
9	電工	3,387	35	左官	3,465
10	鉄筋工	3,477	36	配管工	3,038
11	鉄骨工	3,150	37	はつり工	3,218
12	塗装工	3,679	38	防水工	3,848
13	溶接工	3,803	39	板金工	3,645
14	運転手（特殊）	3,252	40	タイル工	3,522
15	運転手（一般）	2,655	41	サッシ工	3,420
16	潜かん工	3,949	42	屋根ふき工	3,645
17	潜かん世話役	4,680	43	内装工	3,522
18	さく岩工	4,005	44	ガラス工	3,364
19	トンネル特殊工	3,814	45	建具工	3,027
20	トンネル作業員	3,308	46	ダクト工	3,038
21	トンネル世話役	4,320	47	保温工	2,948
22	橋りょう特殊工	3,702	48	建築ブロック工	3,533
23	橋りょう塗装工	3,780	49	設備機械工	2,970
24	橋りょう世話役	4,332	50	交通誘導警備員A	2,138
25	土木一般世話役	3,488	51	交通誘導警備員B	1,868
26	高級船員	4,118			

(2)(1) 以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）

単位：円（1時間あたり）

労働報酬下限額	1,540
---------	-------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和 6年 2月27日

東京都北区長

山田 加奈

